

	22.	चंद	<b>+</b> -	~#:			
	注	意	事り	貝			
この証の交付を	受けたと	きは、	大切	に保管	してく	ださい	J
保険医療機関等	争におい	て診り	存を受	けよ	うとす	るとき	s it.
ボラの証 たるの							

3. 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を 市町村に提出してください。また、転出の届出をする際には、 この証を添えてください。

- 4 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、 この証を添えて、市町村に届け出てください。
- 5 有効期限を経過したときは、この証を使用することはでき ませんから、速やかに、市町村に提出して、保険者の検認又は 更新を受けてください。 6. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として 徴役の処分を受けることがあります。

7. 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、この証を 返還していただくことがあります。また、特別の事情がない のに納期限から1年間経過しても保険料を滞納している場合、 この証を返還していただきます。

## 臓器提供に関する意思表示欄

- 1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。
- 1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、
- 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器 を提供します。 3. 私は、臓器を提供しません。

移植の為に臓器を提供します。

1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。

【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・膵(すい)臓・小腸・眼球】 「特記欄:

年 月

署名年月日: 本人署名 家族署名 (白筆) (白筆)